

## 大田区諮問第 99 号答申

### 1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 8 月 16 日付け 3 総総発第〇〇号によってなした自己情報開示等決定（以下「本件処分」という。）は、相当である。

### 2 開示請求対象情報

大田区情報公開・個人情報保護審査会答申第 86 号にかかる議事に関する音声記録（音源にかかる電磁的記録：例えば MP 3 形式ファイル）。

### 3 審査の経過

令和 3 年 11 月 22 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。

12 月 20 日 審査した。

### 4 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

審査請求書及び反論書（令和 3 年 10 月 19 日付け）に記載された主張の要旨は、以下の（1）（2）（3）に基づいて、本件処分は取り消されるべきであるというものである。

- （1） 自己情報コントロール権を実体法上の権利として保障する大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 18 条は、審査会の会議を、審査会が適当と認める場合を除き公開しないことを定めた大田区情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 10 年条例第 68 号。以下「審査会条例」という。）第 10 条よりも優先適用されるべきである。
- （2） 審査会条例第 10 条は、審査会の会議につき、審査会が適当と認める場合を除き、非公開とすることを規定したものであるが、会議の非公開とは、「会議を広く一般に対して開放を制限すること」であるのに対し、非開示とは、「その内容を見せよ」と希望した者に対して行われる制限であり、前者と後者には決定的な意味の違いがある。それにもかかわらず、実施機関が本件について審査会条例第 10 条を適用することは無理矢理な拡大解釈である。
- （3） 実施機関は、本件処分に付した理由の中で、「なお、開示の請求に係る自己

情報の中に、非開示情報が含まれている場合において、開示部分と非開示部分が容易に分離できない場合は、結果として当該部分の全体を非開示とします。」と主張するが、近年、ICレコーダーに録音した音声データの電磁的記録の編集は一般的に広く行われており、この主張は失当である。

## 5 実施機関の弁明の要旨

- ア 審査会は、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「情報公開条例」という。）第 9 条第 3 項及び第 14 条第 1 項並びに個人情報保護条例第 27 条の 2 第 1 項の規定による諮問に応じ、公正かつ客観的な判断を確保するために設置され、非開示決定等の妥当性について、中立な第三者的立場から調査審議等を行い、その結果を実施機関に答申する合議制の機関である。特にその手段として、インカメラ審理も採用されており、その審議の内容を公開すると非開示情報等が公になるおそれがある。審査会条例第 10 条が会議を非公開としているのは、このような審査会の性質のためである。
- イ 審査会において、複数の審査会委員の合議により議論を適切な結論に導くためには、自由かつ率直な意見の交換が必要不可欠である。調査審議内容が開示されることになれば、審査会の審議の過程においてどのような議論や検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の委員の意見や見解も明らかとなる結果、個々の委員に働きかけが行われたり、誤解等を回避するために委員の自由な質疑や発言等が差し控えられるおそれが生じ、審査会の意思決定の中立性が不当に損なわれることにもなりかねない。
- ウ 審査会が実際に行った調査審議の内容が記録された音声記録は、審査会の会議そのものであり、審査会の調査審議における意思形成過程が記録されているため、非開示とすべき情報である。
- エ 上記のとおり、審査会の議事に関する音声記録は非開示とすべき情報であり、審査会条例第 10 条の規定により開示することができないとされているため、個人情報保護条例第 18 条の 2 第 2 項第 1 号により非開示としたものである。
- オ 本件処分の通知書のなお書きについては、自己情報開示請求（以下「本件請求」という。）の際に、審査請求人から、請求に係る音声記録の中には自己情報である審査請求人自身の氏名が含まれているはずなので、それを開示することはできないかという問合せがあったことに対する一般論的な回答として、対

象となる自己情報の中に氏名のような開示可能な自己情報が含まれている場合であっても、開示可能な部分と開示できない部分が容易に分離できないような場合には、結果として当該部分の全体が非開示となる旨の記載をしたものである。本件処分後、審査請求人からなお書きについて問合せがあったため、本件処分においては、音声記録の全てが審査会条例第 10 条により開示することができない情報であるため、個人情報保護条例第 18 条の 2 第 3 項には該当せず、開示部分と非開示部分の分離を検討するまでもなく、同条第 2 項第 1 号により非開示であることを説明した。

以上のとおり、本件処分は適法かつ正当であるから、本件処分に対する審査請求は棄却されるべきである。

## 6 審査会の判断

### (1) 審査会が認める事実

令和 3 年 7 月 26 日、審査請求人は、大田区情報公開・個人情報保護審査会答申第 86 号にかかる議事に関する音声記録（以下「本件自己情報」という。）について、本件請求をした。同年 8 月 6 日、実施機関は、本件請求に対して、開示等の可否決定をする期間を延長し、延長理由と可否を決定できる期日を審査請求人に通知した。同月 16 日、処分庁は、本件処分をした。同年 9 月 14 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求め、審査請求を行った。

### (2) 本件自己情報の非開示について

本件自己情報は、審査会条例第 10 条の規定により開示することができないとされている会議の記録に該当するため、個人情報保護条例第 18 条の 2 第 2 項第 1 号により非開示とされたものである。そこで、審査会条例第 10 条が審査会における会議を非公開としている趣旨について検討すると、審査会が、情報公開条例第 9 条第 3 項及び第 14 条第 1 項並びに個人情報保護条例第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき、非開示決定等に対する審査請求等に関し、実施機関からの諮問に応じて、中立な第三者的立場から公正かつ客観的な意見を述べるという役割を担っていることに鑑みて、その調査審議内容を非開示とすることで、委員間の自由かつ率直な意見の交換を保障するためであると考えられる。

すなわち、審査会が中立な第三者的立場から公正かつ客観的な意見を述べるためには、審査会の合議において、委員による自由かつ率直な意見の交換が行

われることが必要不可欠である。ところが、その調査審議内容が開示されるということになれば、審議の過程においてどのような議論や検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の委員の意見や見解も明らかとなる結果、個々の委員に対し個別の働きかけが行われたり、各委員においても自由な質疑や発言等が差し控えられたりするおそれが生じ、審査会的意思決定の中立性が不当に損なわれることにもなりかねない。

審査会における調査審議の内容が記録された音声記録は、審査会の会議そのものであり、その意思形成過程が記録されているため、非開示とすべき情報である。本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分に付された理由において、「なお、開示の請求に係る自己情報の中に、非開示情報が含まれている場合において、開示部分と非開示部分が容易に分離できない場合は、結果として当該部分の全体を非開示とします。」と記載されているところ、近年、ICレコーダーに録音した音声データの電磁的記録の編集は一般的に広く行われており、この記載内容は失当であると主張しているため、この点について検討する。

当審査会の調べによると、上記「なお書き」の記載の趣旨は、本件請求の際に、審査請求人から、請求に係る音声記録の中には自己情報である審査請求人自身の氏名が含まれているはずなので、それを開示することはできないかという問合せがあったことに対する実施機関の一般論的な回答として行われたものであることが認められた。すなわち、上記「なお書き」は、対象となる自己情報の中に請求者の氏名のような開示可能な自己情報が含まれている場合であっても、開示可能な部分と開示できない部分が容易に分離できないような場合には、結果として当該部分の全体が非開示となる旨の記載をしたものであり、本件請求においては、音声記録の全てが審査会条例第 10 条に該当し開示することができない情報であるため、個人情報保護条例第 18 条の 2 第 3 項には該当せず、開示部分と非開示部分の分離を検討するまでもなく、同条第 2 項第 1 号により非開示としたという趣旨である。

実施機関の説明に不合理な点は認められず、上記「なお書き」の記載は本件処分の違法性・不当性を左右するものではない。

### (4) 結語

以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板 垣 勝 彦

委員 黒 野 徳 弥

委員 浦 岡 由美子